

○財務省告示第三十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成三十年度の初日から平成三十年十二月三十一日までの豚肉等の輸入数量及び同条第一項に規定する第一項に係る協定対象外輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量及び同条第二項に規定する第二項に係る協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成三十一年一月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

1 平成三十年度の初日から平成三十年十二月三十一日までの豚肉等の輸入数量及び第一項に係る協定対象外輸入数量は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 輸入数量

七十一万千五百十八トン

二 第一項に係る協定対象外輸入数量

四十五万二千五百五十トン

2 平成三十年度の初日から平成三十年十二月三十一日までの生きている豚及び豚肉等の輸入数量及び第二項に係る協定対象外輸入数量は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 輸入数量

七十一万千五百三十九トン

二 第二項に係る協定対象外輸入数量

四十五万二千五百六十四トン